

平成29年7月14日
農 林 水 産 省

農林水産省ＴＰＰ等対策本部の設置について

1. 趣旨

平成27年10月5日、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定の大筋合意に至るとともに、平成29年7月7日に日ＥＵ・ＥＰＡが大枠合意に至った。

これを受け、内閣総理大臣を本部長とする「ＴＰＰ等総合対策本部」において、ＴＰＰ協定の大筋合意、日ＥＵ・ＥＰＡの大枠合意を踏まえて、総合的な政策対応に関する基本方針がそれぞれ決定された。

このような中、新しい国際環境の下で、我が国の農林水産物の国際競争力を強化し、輸出産業に育てていくための対策を基本方針に沿って検討していくことが必要である。

このため、農林水産省としても、省を挙げて万全の措置を検討する観点から、「農林水産省ＴＰＰ対策本部」を改組し、「農林水産省ＴＰＰ等対策本部」を設置する。

2. 本部の構成

（１）本部の構成は以下のとおりとする。

本部長	大臣
副本部長	両副大臣
本部長補佐	両大臣政務官
本部事務局長	事務次官
本部員	農林水産審議官
	大臣官房長
	大臣官房総括審議官
	大臣官房総括審議官（国際）
	大臣官房技術総括審議官
	大臣官房危機管理・政策評価審議官
	各局庁等の長
	関東農政局長

（２）本部の下に幹事会を設置する（部長・審議官級）。

3. 本部の庶務

本部の庶務は、大臣官房政策課で行う。